

議第 2 号議案

羽生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

羽生市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 6 条関係）		別表第 1（第 6 条関係）	
項目	内容	項目	内容
調査研究費～資料購入費	(略)	調査研究費～資料購入費	(略)
		人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
		事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
別表第 2（第 6 条関係）		別表第 2（第 6 条関係）	
項目	内容	項目	内容
調査研究費～資料購入費	(略)	調査研究費～資料購入費	(略)
		人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
------	----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行った政務活動について適用し、同日前に行った政務活動については、なお従前の例による。

令和4年7月12日提出

埼玉県羽生市議会議員 斉 藤 万紀子

〃 野 中 一 城

〃 増 田 敏 雄

〃 柳 沢 暁

〃 峯 寄 貴 生